

かとう知っとこ情報 (第72版)

発行日：令和2年5月20日

発行：加東市商工会

CLICK!

ホームページ・フェイスブックでも情報を発信しています！

加東市商工会

検索

国の「持続化給付金」の申請サポート会場が開設されました。

「持続化給付金」の電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場が開設されました。会場で補助員が電子申請の入力サポートを行います。

■加東市近隣の相談会場（5/19時点）

会場名	会場番号	施設名	住所	開設日
西脇会場	2809	西脇商工会議所 7F	西脇市西脇 990	5月28日
小野会場	2814	小野商工会議所 4F	小野市王子町 800-1	5月28日
加西会場	2815	アステリアかさい 2F	加西市北条町北条 28-1	5月28日
三木会場	2817	三木商工会館 4F	三木市本町 2-1-18	5月31日

★上記以外にも会場はございます。開催場所一覧は経済産業省ホームページで公開中です。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shinsei-support.pdf>



※順次情報は更新されています。

★申請サポート会場は新型コロナウイルス感染防止のため、完全事前予約制となっています。事前予約なしに来場された場合、サポートが受けられませんのでご注意ください。

■事前予約の方法

予約方法は、①Web予約、②電話予約（自動）、③電話予約（オペレーター）の3つです。

①Web予約

「持続化給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



②電話予約（自動）

「申請サポート会場 受付専用ダイヤル」までお電話ください。自動ガイダンスで、予約方法を案内します。

電話番号：0120-835-130 受付時間：24時間対応

③電話予約（オペレーター）

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」にて、申請サポート会場の予約を受け付けています。

電話番号：0570-077-866 受付時間：平日、土日祝日ともに9:00～18:00

その他、申請サポート会場にお持ちいただく資料などの詳細は、「持続化給付金」の事務局のホームページまたは、経済産業省ホームページをご確認ください。

【持続化給付金の事務局ホームページ】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



【経済産業省ホームページ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/shinsei-support.html>



県・市町協調による「休業要請事業者経営継続支援事業」

国の持続化給付金に加え、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮に応じていただいた中小法人・個人事業主を対象に、支援金を県・市町が協調して支給します。

■対象

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

【要件1】兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること。

【要件2】令和2年4月または5月の売上が、前年同月対比で50%以上減少していること。

【要件3】県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること。

※兵庫県が休業要請等を行っている対象施設の詳細は、兵庫県のホームページに掲載しています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyosei0414.html#coronakyugyouyosei03>

■申請受付期間 4月28日(火)～6月30日(火)【予定】 ※6月30日(火)の消印有効

■申請に必要な書類の入手方法

県のホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>



加東市商工会の窓口でも申請様式を配布しております。

■申請方法 当面は郵送のみ受け付けています。

(宛名) 〒650-8772

神戸市中央区中山手通 兵庫県経営継続支援金事務局あて

■お問い合わせ

【経営継続支援金 相談ダイヤル】 開設時間：午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)

電話番号：078-361-2281

実質無利子・無担保融資の拡充

日本政策金融公庫・商工中金の特別貸付に加えて、民間金融機関でも都道府県等の制度融資を活用した融資が可能となりました。

■対象要件

セーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料 1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

■その他の要件

融資上限額：3,000万円

融資期間：10年以内(うち据置期間5年以内)等

※詳細は各金融機関へお問合せください。

テレワークに関する情報提供

新型コロナウイルスの感染拡大防止にあたり、テレワーク導入が有効な手段といわれています。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

①テレワーク情報サイト(総務省)

テレワーク情報サイトで検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



②テレワーク総合ポータルサイト(厚生労働省)

テレワーク総合ポータルサイトで検索、
または右QRコードよりご確認ください。



★テレワーク相談センター(厚生労働省)

平日9時～17時

電話：0120-91-6479(フリーダイヤル)

メール：sodan@japan-telework.or.jp